

「商業銀行開設のための金融機関の合併 または事業統合の原則、方法及び要件に ついてのタイ国銀行布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

商業銀行開設のための金融機関の合併または事業統合の原則、方法及び要件についてのタイ国銀行布告

一、布告制定の事由

リテール商業銀行ではない商業銀行の開設申請書を提出できる権利を有するファイナンス会社、金融証券会社、もしくはクレジットフォンシエ会社が少なくとも一社以上のファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社との合併または事業統合あるいはその全部の、または大部分の資産及び負債を譲り受ける計画がなければならないと原則を規定した、仏暦二五四七年一月二三日付けの商業銀行開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告の内容に基づき、リテール商業銀行ではない商業銀行の開設申請書提出の権利を有する者に対して合併、事業統合、資産・負債譲受に係る法律、規則、規定に従うよう、タイ国銀行は合併または事業統合あるいは全部または大部分の資産及び負債の譲受における原則、方法及び要件、さらに譲り受けた資産及び負債の公正価格での帳簿記載面での原則、及び公正価格を上回る譲受価格である場合は差額を直ちに計上し、合併、統合、資産・負債譲受後に新たに開設される商業銀行の真のポジションを示すための原則を定める。

二、法律に基づく権限

仏暦二五四七年一月二三日付けの商業銀行開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告の第五項の内容に基づく権限に依拠して、タイ国銀行は本布告に基づく商業銀行として設立するための金融機関の合併もしくは事業統合の原則、方法及び要件について定める。

三、適用範囲

本布告は、仏暦二五四七年一月二三日付けの商業銀行開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告に基づき、リテール商業銀行ではない商業銀行の開設申請書提出を望むファイナンス会社、金融証券会社、クレジットフォンシエ会社に適用する。

四、金融機関の合併もしくは事業統合の原則、方法及び要件

四・一、本布告において、

「中核会社(ポリサット・ゲーン)」とは、リテール商業銀行ではない商業銀行の開設申請書提出を望むファイナンス会社、金融証券会社、クレジットフォンシエ会社を意味する。

「財務省布告(プラカート・グラスワン・ガーンクラン)」とは、仏暦二五四七年一月二三日付けの商業銀行開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告を意味する。

「第一種自己資本(グンゴーントゥン・チャンティー1)」とは、国内登記商業銀行の自己資本維持を定めたタイ国銀行布告に基づく第一種自己資本を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、財務大臣を意味する。

四・二、大臣がいずれかの中核会社に対しリテール商業銀行ではない商業銀行の開設を承認した時、承認を受けた中核会社は商業銀行営業許可書取得前において、財務省布告の要件、及び大臣が定めたその他の要件に従う。承認を受けた計画に基づく他のファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社との合併または事業統合、あるいは全部または大部分の資産・負債の譲受の部分については、中核会社は関係する法律、規則、規定に従うと共に以下の原則に従う。

四・二・一、中核会社は承認を受けた計画に基づき他のファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社一社以上と合併もしくは事業統合、あるいは全部または大部分の資産・負債譲受を進め、中核会社に合併もしくは事業統合される、あるいは資産・負債を譲渡するファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社は全て、承認を受けた日から一年以内に許可書を返還する。ただしタイ国銀行が相当の必要性を認めた場合は期限日から六ヶ月以内の延長を検討

する。資産・負債を譲渡するファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社は全て、会社及びその他業務に係る登録上の書類を変更し、民衆にその変更を通知しなければならない。

四・二・二、ファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社から資産および負債を譲り受けるにあたって、中核会社は公正価格(フェアバリュー)をもって帳簿に記載しなければならない。中核会社が公正価格を上回る価格で資産及び負債を譲り受けた場合は、第一種自己資本から譲受価格と公正価格の差額を差し引く。ここに、価格の適正を審査するために文面でデータ及び証拠を有していなければならない。

四・二・三、中核会社は他のファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社との合併、事業統合、または全部または大部分の資産及び負債の譲受の前、最中、後に当局が定めた資産及び義務に対する自己資本比率を維持するために十分な自己資本を有していなければならない。

五、適用開始日

本布告は官報告示日の翌日から施行する。

仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕四月二日布告

外国銀行の子会社としての商業銀行開設のための金融機関の事業合併または統合の原則、方法及び要件についてのタイ国銀行布告

一、布告制定の事由

オフショアバンキング支店もしくは仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の支店開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告に基づきオフショアバンキング事務所から昇格した外国銀行支店を有する外国銀行は、少なくとも一社以上の商業銀行及び/または金融機関との合併または事業統合あるいはその全部の、または大部分の資産及び負債を譲り受ける計画がなければならぬと原則を規定した、仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の子会社としての商業銀行の開設許可申請における方法及び要件についての財務省布告の内容に基づき、外国銀行の子会社である商業銀行の開設申請書提出の権利を有する者に対して合併、事業統合、資産・負債譲受に係る法律、規則、規定に従うよう、タイ国銀行は合併または事業統合あるいは全部または大部分の資産及び負債の譲受における原則、方法及び要件、さらに譲り受けた資産及び負債の公正価格での帳簿記載面での原則、及び公正価格を上回る譲受価格である場合は差額を直ちに計上し、合併、統合、資産・負債譲受後に新たに開設される商業銀行の真のポジションを示すための原則を定める。

二、法律に基づく権限

仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の子会社である商業銀行開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告の第三項及び第四項の内容に基づく権限に依拠して、タイ国銀行は本布告に基づく外国銀行の子会社である商業銀行として設立するための金融機関の合併もしくは事業統合の原則、方法及び要件について定める。

三、適用範囲

本布告は以下に適用する。

三・一、仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の子会社である商業銀行の開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告に基づき、外国銀行の子会社である商業銀行の開設申請書提出を望むタイ国内にオフショアバンキング事務所を有する外国銀行。

三・二、仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の支店開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告に基づきオフショアバンキング事務所から昇格した外国銀行の支店を有する外国銀行で、後に仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の子会社である商

業銀行の開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告に基づき外国銀行の子会社としての商業銀行開設申請を望む外国銀行。

四、金融機関の合併もしくは事業統合の原則、方法及び要件

四・一、本布告において、

「外国銀行(タナカーン・ターンプラテート)」とは、外国の法律に基づき設立された銀行で、財務大臣により以下の許可を得た銀行を意味する。

(1) 商業銀行の営業のためのタイ国内における支店開設

(2) タイ国内におけるオフショアバンキング事務所開業

「外国銀行の支店(サーカー・コーン・タナカーン・ターンプラテート)」とは、仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の支店開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告に基づき外国設置銀行の総合支店として設立された、タイ国内で商業銀行の営業許可を得た外国銀行の支店を意味する。

「オフショアバンキング事務所(サムナックガーン・ウィテートタナキット)」とは、オフショアバンキング事業のみ商業銀行事業の許可を得た外国銀行のオフショアバンキング事務所を意味する。

「金融機関(サターバン・ガーンゲン)」とは、ファイナンス会社、金融証券会社及びクレジットフォンシエ会社、もしくは大臣が布告規定したその他の法人を意味する。

「中核会社(ポリサット・ゲーン)」とは、タイ国内で登記されたパブリックカンパニーで、外国銀行の子会社としての商業銀行許可書を申請するために、大臣の承認を受けた計画に基づきオフショアバンキング事務所、外国銀行の支店、商業銀行もしくは金融機関と合併もしくは事業統合、あるいは全部または大部分の資産及び負債を譲り受ける中核会社であると外国銀行が定めたパブリックカンパニーを意味する。

「財務省布告(プラカート・グラスワン・ガーンクラン)」とは、仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行の子会社としての商業銀行開設許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告を意味する。

「第一種自己資本(グンゴントウン・チャンティー1)」とは、国内登記商業銀行の自己資本維持を定めたタイ国銀行布告に基づく第一種自己資本を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、財務大臣を意味する。

四・二、大臣がいずれかの外国銀行に対し外国銀行の子会社としての商業銀行の開設を承認した時、承認を受けた外国銀行は財務省布告の要件、及び大臣が定めたその他の要件に従う。

四・三、大臣から承認を受けた計画に基づく合併もしくは事業統合、あるいは全部または大部分の資産及び負債の譲受において、外国銀行は合併もしくは事業統合あるいは資産及び負債の譲受の中核とするために一つの中核会社を定め、中核会社は関係する法律、規則、規程に従うと共に、以下の原則にも従う。

四・三・一、中核会社は承認を受けた計画に基づきオフショアバンキング事務所、外国銀行、商業銀行もしくは金融機関との合併もしくは事業統合、あるいは全部または大部分の資産・負債譲受を進め、中核会社に合併もしくは事業統合される、あるいは資産・負債を譲渡するオフショアバンキング事務所、外国銀行、商業銀行もしくは金融機関は全て、承認を受けた日から一年以内に許可書を返還する。ただしタイ国銀行が相当の必要性を認めた場合は期限日から六ヶ月以内の延長を検討する。資産・負債を譲渡するオフショアバンキング事務所、外国銀行、商業銀行もしくは金融機関は全て、関係する登録上の書類を変更し、民衆にその変更を通知しなければならない。

四・二・二、他のオフショアバンキング事務所、外国銀行、商業銀行もしくは金融機関から資産および負債を譲り受けるにあたって、中核会社は公正価格(フェアバリュー)をもって帳簿に記載しなければならない。中核会社が公正価格を上回る価格で資産及び負債を譲り受けた場合は、第一種自己資本から譲受価格と公正価格の差額を差し引く。ここに、価格の適正を審査するために文面でデータ及び証拠を有していなければならない。

四・二・三、中核会社は他のオフショアバンキング事務所、外国銀行、商業銀行もしくは金融機関との合併、事業統合、または全部または大部分の資産及び負債の譲受の前、最中、後に当局が定めた資産及び義務に対する自己資本比率を維持するために十分な自己資本を有していなければならない。

五、適用開始日

本布告は官報告示日の翌日から施行する。

仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕四月二日布告

(おわり)